

令和2年度 第2回練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会

開会年月日 令和2年10月21日（水）

場 所 1903会議室

出席者	教育委員会	委員長	河口 浩
	学識経験者	副委員長	嶋崎 政男
	心理教育相談員	委員	大串 宗子
	幼稚園長会	委員	中島 眞佐美
	校長会	委員	石神 徹
	同	委員	神山 信次郎
	学校生活指導担当教職員	委員	須賀井 景子
	同	委員	門脇 祐太
	保護者代表	委員	藤岡 嗣久
	教育委員会	委員	木村 勝巳
	同	委員	小暮 文夫
	同	委員	櫻井 和之
	同	委員	谷口 雄磨
	同	委員	山本 浩司
	同	委員	小野 弥生
	同	事務局	石川 淳一
	同	事務局	小倉 哲治
	同	事務局	四ツ目 理恵
	同	事務局	小林 宏幸

令和2年度第2回練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会

令和2年10月21日

【谷口教育指導課長】

皆様、こんばんは。定刻であるので始めさせていただきたいと思う。

教育指導課長谷口である。日頃よりお世話になっている。ただいまより、令和2年度第2回のいじめ等対応支援チームの連絡協議会を始めさせていただきたい。

本日傍聴者はいません。お手元の次第に沿って会を進行させていただくので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、はじめに河口教育長より挨拶を申し上げます。

【河口委員長】

改めて、こんばんは。教育長の河口である。この連絡協議会であるが、年度で2回ほど開催している。今年度はコロナ禍ではあるが、3回程度実施したいと考えている。それだけ重要な案件である。

前回、7月27日に第1回の会議を開催したときに、いじめの解消率を上げるためにどのような方法があるかということで、皆様方から本当に貴重な意見をいただいた。

そこで、本日は事務局から、具体的な提案をさせていただく予定となっている。ぜひ、今日もそれぞれのお立場で様々な意見、指摘をいただければと思っているので、どうぞよろしくお願ひする。こういう時期でもあるので、大体1時間半程度の会議にしたい。よろしくお願ひする。以上である。

【谷口教育指導課長】

それでは、ただいまより議事に入る。ここからは、河口委員長が司会を務める。委員長、よろしくお願ひする。

【河口委員長】

それでは、議事を進める。今日は、次第を御覧いただくと、協議が1件、報告が3件ある。報告は、文字通りの報告であるので、最初の協議がメインのテーマになると思っておる。

それでは、協議の案件を進めてまいる。まず、いじめ解消率を上げるための「教員向けい

いじめ防止実践事例リーフレット」について、前回の意見を踏まえて、事務局から具体的な提案ということで資料が提出されている。まず、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

委員長、事務局である。

【河口委員長】

はい、どうぞ。

【事務局】

第1回の本会議において、皆様から意見いただき、いじめ解消率を上げるための「教員向けいじめ防止実践事例リーフレット」の作成を検討した。以下、「いじめ防止実践事例リーフレット」と呼ぶ。資料1、A3の用紙を御覧いただく。内容は、前回皆様からいただいた御意見、そして生活指導担当者および初任者への聞き取り等を踏まえて、資料のようにした。

まず、表面である。表紙と書いてあるページを御覧いただく。こちらには、文部科学省、東京都および練馬区の公的文書より、いじめの定義、いじめ防止等の対策を推進するポイント、練馬区の基本姿勢を載せた。

隣、裏表紙と書いてあるページを御覧いただく。こちらには、具体的ないじめの事例を載せる予定である。今、1つ載せている。これはあくまでも現時点での案であり、こういったものになればいいかなというものを例として載せた。過去に起きたいじめの中でも、当初軽微だと思っていたものが拡大してしまったような事例を、表現に注意した上で記載する予定である。

続いて裏面、A3のいわゆる中ページに当たる。こちらを御覧いただく。中ページには、いじめ防止を未然防止、早期発見、早期対応の3段階に分け、それぞれ学校の取組および参考資料を載せるようにした。まずは左ページ、学校の取組についてである。こちらは、今後学校に調査し、具体的な取組を載せる予定である。

右ページの参考資料については、まず上段、未然防止、生活指導担当者および初任者への聞き取りにおいて、職員間の連携に関する意見が多かったため、東京都の資料を参考にして、学校いじめ防止基本方針の共通理解や、いじめ防止対策徹底のためのチェックリストの活用を載せる予定である。

中段、早期発見においては、こちらも生活指導担当者および初任者への聞き取り等において、早期発見の効果的な手だてに関する意見が多かったため、いじめチェックシートの活用、生活意識調査の活用を載せる予定である。

下段、早期対応については、第1回の連絡協議会において、いじめの指導記録の参考事例があるとよいとの意見をいただいたので、他の自治体の取組を参考にし、記載する予定である。また、生活指導担当者および初任者への聞き取り等において、保護者への伝え方、児童、生徒への聞き取り方等についての意見が多く上がったので、保護者および児童、生徒対応について載せる予定である。

なお、こちらの参考事例については、別紙になっているものを配付している。こちらも載せられればと思っているが、冊子面の関係もあるので、このまま載せるかどうかについては、また検討する。

現状の記事はあくまでも案なので、忌憚のない意見をいただきたいと思っている。よろしく願います。

【河口委員長】

ただいま事務局より、教員向けのいじめ防止実践事例リーフレットについて報告があった。前回、いろいろと議論をする中で、いじめの解消率を上げるために、やはり現場にいる先生方が、いじめをとにかく敏感に察知して、そして早い段階でそれを発見して対応することが極めて重要だということになっていて、それをするためには、先生方が何かよりどころとなるような具体的なものがあるといいねという話があったと記憶する。それをともに、事務局のほうでこういうのをつくって見たらどうだろうか、今日案としてそのものが出てくればよかったのだろうけれども。

むしろ今日皆様方にお話ししたいのは、このような形でいいのかということを含めて、意見をいただきたい。別の内容があってもいいのではないかとか、あるいはA3の表裏だけではなくてというようなこともあるだろうし、内容的にもこれは要らないのではないかとか、これをもう少し膨らませて、具体的に書いてもらったほうがいいのではないかとというようなことも含めて、いろんな意見をいただければと思っている。どちらかということ、今日は学校現場において活用いただけるマニュアルみたいなイメージで意見をいただければと思っている。

また、PTAの方の視点、あるいはそのほかの委員の皆様方も、第三者的なというか客観

的な立場で御覧になって、地域や家庭の中でも使えるような部分があるのであれば、そういうことも含めて意見をいただければと思っている。

今、資料で説明をいただいたが、何かそういう意味で意見、質問等々あれば積極的にお出しただければと思うので、いかがか。

はい、どうぞ。

【藤岡委員】

P T A小P連の藤岡である。リーフレットの作成、ありがとう。保護者の立場から言わせてもらおうと、事例はもっともっとものすごくたくさんあったほうが分かりやすいのかなと思う。これだと4つだけなので、それこそ冊子になるぐらい、今までのいっぱいあってもいいのかなというのが1点目の意見である。

あと、この簡易バージョンでいいので、保護者にも渡しておく、事例はもちろんだけれども、学校側でこういった取組をしていただいているという安心感のようなものが持てるのではないかなと思う。同時に自宅の中でも、そういったいじめに対しての話とかもしやすい。例えばチェックリストがあれば家族の中でも話したらいいのかなと思った。

以上である。

【河口委員長】

ありがとう。そういう意見が出るかなと思っていた。

学校の立場というか、学校の現場での使い勝手というのが主になろうかなと思っているので、まずは学校のほうからお聞きする。須賀井先生、いかがか。

【須賀井委員】

教員によって指導力に個人差があって、今困っている。やっぱり若手の教員は、初期対応が違えたり、未然防止ができていなかったりということがあり、ベテランの教員が対応にあたれば違ったり、もっと早期解決できたこともいっぱいあるので、このようなマニュアルを作るのはとてもいいと思う。

例えば、具体的にこういうことがあったらこういう対応をすればいいよみたいな、そういった例が載っているとみんなが活用できるのではないかなと思った。

【河口委員長】

具体的な対応方法である。

【須賀井委員】

はい。全てがそれに当てはまるわけではないけれども。

【河口委員長】

対応の仕方みたいなね。

【須賀井委員】

対応の仕方、手だてがあるとよい。

【河口委員長】

それぞれ個々によって違うというのもある。でも、そのためにつくるのだから、御意見いただいた。

門脇先生、いかがか。

【門脇委員】

今、須賀井先生がおっしゃったとおり、対応例があると、特に初任者の方、若手の先生方にとっては参考になる部分があると思う反面、私もやはり同じような事例でも、個々の背景や、もっと細かい部分の人間関係によって、同じ事態が起こっていたとしても対応の仕方が変わっていたりとか、そこに違いがあったりとか、そのきめ細かさは大事な部分だと思っている。逆にマニュアルが細かく、こういう場合にはこうというのができ上がってしまい過ぎると、それにとらわれ過ぎてしまう若手の先生方も出てきてしまうかなというところに、少し怖さを感じる部分であるので、いろいろ考えながら、見させていただきながら、難しさはあるところだなと感じてはいる。

個人的には、あまり細かいところを載せ過ぎるというよりは、気をつけなければいけない部分や、こういう表情をしていたら注意が必要だとか、特に軽く考えないような視点、また、こういうことでも声をかけなければいけないというような、意識づけになるような記載が多くなると、より使いやすいかなというような感触は得ている。

【河口委員長】

ありがとう。確かに、あまり細かく書き過ぎて、前提の事例が違うのに結論だけ真似して、後でとんでもないことになるというのはあり得ないことではないから、その辺は注意をしなくてはいけなかなとは思う。

石神校長先生、いかがか。

【石神委員】

よく事務局のほうで、ここまでたたき台をまとめていただいたのかと思っている。なかなか教員のほうもいじめにしっかり対応していかなければいけないというところなのだけでも、こういうリーフレットも取って、しっかり見ていくという時間すらままならない現状もあるというところもある。ダイジェスト的に、キャッチーという言葉は平たいけれども、ポイントをしっかりつかめるようなものはありがたいのかなと思っているし、この形だと例えば別紙1から6は出典というのか、それがそこに戻れるというか、そういう形にしているだけかと思うので、ありがたいのかなと思うところである。

実際、ここの別紙3、別紙4の出典である平成29年のいじめ総合対策というのも、教育プログラムみたいな形で、結構厚くて、それが上巻、下巻とあると、しっかり読めばいいだろうと思いつつも、なかなか読み切れていない現実もあるので、このような形でまとめていただくのはありがたいと思う。

もちろん、どこまで具体化するのかというのは、お二人の先生からの話で私も悩むところではある。実際、本校も担任の発見や、教育相談室からの通報もあり、全くなくはない現状もあるので、場合によってはこういったところの事例に対応させていただくのかなと思っているところである。以上である。

【河口委員長】

ありがとう。中学校はどうか。

【神山委員】

事例数ということも話が出たが、やはり初任者とかいうところは、こういった事例があると、まずどのように対応していったらいいかという、心の準備ができるのかなという点では、

必要かなと思うし、学校の取組というところで、未然防止編、早期発見編、早期対応編など、そういったところで基本的な流れを出していただけると、どう取り組んでいけるかということが、まずその場にあたった教員が考えられる。ただ、門脇先生がお話したように、ケース・バイ・ケースということもあるので、同じ内容であっても、やっぱり指導の仕方が違う。そういったところを調整する意味でも、どう組織を活用していくかを載せられると、よりいいのかなという感じがする。以上である。

【河口委員長】

どうもありがとう。

中島先生、幼稚園の立場ではどうか。

【中島委員】

いじめ防止等の対策を推進する6つのポイントと、東京都教育委員会のもだけれども、1番の「教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知」という文言があるけれども、この鋭敏な感覚というものが重要だとは思う。それをどう鍛えていくかが、子供の理解につながると思う。そういったところが分からないというところがあるので、〇〇編を作るとか、ベテランの人たちへという形みたいなのもいいのかなとは思ったりした。

ただ、やっぱりたくさん目の目でそのクラスを見るとか、いろんな人が見て気付くということもあるので、そういった体制はすごく重要かなと思うので、どこかにそういう文言が入っていてもいいのかなと思った。

【河口委員長】

何かこれは、生活指導担当者および初任者への聞き取り等においてと、いろいろ書いてあるが、それは具体的にもう少し入れてくれるか。

【事務局】

先日の生活指導担当者連絡開という10月の会の前に、生活指導担当者をお願いしてアンケートを取った、門脇先生や須賀井先生にも協力いただいた。その中で、もしリーフレットをつくる際に、どんなものがあったら効果的かという発問をした。中には、若手教員にもぜひ聞き取りをしてというような依頼をしたので、生活指導担当者の中には、若手に聞いた

ところ、こういう意見があったというようなことももらった。

あと、我々指導主事が別途研修を行った際に、初任者研修を行ったりするので、それぞれが参加した初任者に「いじめ対応等に困ったことがあるか？」と聞き取った上で、多かった意見や効果的だろうという意見をここに記載したという次第である。

【河口委員長】

もう既にやったわけだ、それはアンケートとか聞き取りを。

【事務局】

はい。

【河口委員長】

分かった。ほかに意見はあるか。大串さん、何か意見はあるか。

【大串委員】

人によっていじめの捉え方が違い、対応が違っていたりという点についてなんだけれども、やっぱりいじめの定義が、時代で少しずつ変わっていているというように認識している。今のいじめの定義というのは、昔は一方的にやられているという文言だったり、ある一定期間続いているということだったり、ちょっと被害の程度についての言及だったりというのがあったかと思うけれども、それが削除されているというところが大きいのかなと思う。

なので、今のいじめの定義というのは、いじめを受けた側の認識で定義されているというところで、先生方が、今はそういう定義であるというところで認識していただくと、教員もいじめを見逃さずに対応してもらえらると思うので、いじめの定義にはそういう期間とか程度とか、そういうものは含まれないというキーワードがあるだけでも、随分違うのかなと思う。

あと、いじめを発見したときの初期対応がとても大事かなと思うけれども、被害を受けている子供にとっては被害モードから解決モードに切り替わるととても大事なところなので、聞き取る方が全てをお話しできるように、批判的な態度や、評価的な態度を挟まずに、初期対応でしっかり事実が聞き取れるように、事実もそうだし、気持ちも、やられたこととかと

いうのも全部聞き取っていけるような、初期対応のところでの聞き取りのポイントみたいなものがしっかりと作られていくと、人によって、対応する人によってちょっと対応が違ってくることがなくなっていくのではないかなと思った。以上である。

【河口委員長】

ありがとう。我々も初期対応の大切さというのは骨身にしみて、後でいろいろこじれる案件というのは、後から考えてみると、大抵初期対応を間違っている。そのときはみんな分からなかったり、全体を見通せなかったりして、ついつい対応してしまって、後で、あのときああいうふうに対応しておけばよかったなというのが、いつもこじれた、あるいは難しくなってしまった事例には多いので、初期対応が極めて重要だということは、これは実感として私どもも分かっている。

それを、どういうふうに具体的に先生方に分かってもらうかという、あるいは実践してもらおうかということになると、またそれはそれで大変難しいところもあるので、組織的な力と、一人に委ね過ぎないで、組織としてやっぱり対応していくということしかないのかなと思っている。いい参考事例を提示してあげて、参考にしてもらえれば、意義があることにはなるのではないかなという期待を込めて、今日は出させていただいている。

嶋崎先生、いかがか。

【嶋崎副委員長】

事務局に1点質問だけれども、これA3版のリーフレットで、裏表でこれ1枚だね。よろしいか。

【事務局】

現状、その予定である。

【嶋崎副委員長】

表紙は確かにこれで十分だ、これぐらいの大きさで。次のところだけれども、非常に狭いところに参考資料としてある。もちろん全部載せられないので、工夫されると思うが、この狭い空間に載せられそうか、これ、今ここに資料として用意されている中身を。

例えば、1個だけ申し上げる。事例のところでは申し上げると、このぐらいの長さで十分だ

と思うが、狙いが網掛けで書いてあるが、委員長のほうからもお話があったけれども、例えば初期対応で、保護者や本人の了解を得ないで指導してしまって、逆にいじめがひどくなってしまったということとか、最後あたりに太い字で、やはり指導の前に本人および保護者への了解をしっかりと取っていこうよというねらいをもった事例をそれぞれに。これ1つだけのねらいが書いてある、ここには、軽微なものでも大きくなってしまふことがあるよということ、気をつけようということだ。それはそれで1つ載せておく、これは大事だと思う。

例えば今の事例であるとか、それからネットを使ったいじめの場合には、きちんと記録をまず取っておこうというような、記録がなくて、その後さっぱり進まなかったという事例を載せてもらっても結構だけれども、マイナスの意味の。要するに私が申し上げたいのは、事例のところは何とかなりそうだなと。ただ、事例もきちんと狙いをもって、ここを分かってもらおうという事例を載せてもらおうと、4点で十分かと思う。だから、このページは合格である。

問題は真ん中のページで、真ん中のページに何を入れるかということは、とても重要だと思う。だから、記録の取り方は、参考資料としてあるが、記録の取り方でやっぱり学校が一番弱いのは、何があったかということをしっかり記録が取れているということである。学校の努力はすばらしい。だけれども、残念ながら弁護士に言わせると、私も思うけれども、そういうことがあったときに、学校として何をやったのか、どういうことをやったのかということが欠けている。

さらに言えば、そこまでちょっと無理かもしれないけれども、こういった事案の中で、何をやって、先生方はどんなふうにかこのことをその時点では解釈していたのかっていう。そのあたりの解釈性みたいなものが極めて乏しい。だから、例えば、記録の取り方なんかっていうところも、全部載せることはできないだろうから、ポイントなるものを伝えるのがよいと思う。字がいっぱい小さい字が詰まっていたら、とてもじゃないけれど、読めない。読めないで、そのあたりのところの工夫をしていただければ。発想というか作ろうという意味とか、それはすばらしいことだと思うので、ぜひ先生方が手にとって、読み込めるような形を工夫してもらえればありがたいと思う。勝手な意見だが、よろしく願います。

【河口委員長】

ありがとう。確かに盛り込み過ぎて、細かい字がいっぱい書いてあるものというのは、誰でもそうだと思うけれども読みたくなる。でも、やっぱり読んでもらわないといけない

し、読んでもらうだけでもまた困って、それを実践してもらわなくちゃいけない。ある程度の文字の大きさだとか、あるいは盛り込むべき事例の数を考えたときに、あまり形式だけを先にありきでやると、なかなか厳しいかなと思うので。かといって、厚いものを作れという気は全然ないけれど、それはそれで、また全然読む気がしなくなるから。

だけど、やっぱり必要な分量が目につくような、そういう体裁で作ろうと思うと、おのずから例えば1枚ペラの裏表だけではなく、例えば2枚目もうまく活用しながら考える必要があるかもしれない。その辺を、少し今、先生からも指摘いただいたので、十分考えてみよう。

ありがとう。ほかにもどうぞ意見があれば、事務局のほうはどうか。

こういうのを載せて欲しいなどというのがあれば、何か。

はい、どうぞ先生。

【須賀井委員】

この中身の、中面の学校の取組の部分で、これからいじめ解消率の高い学校の事例を記載するということであるが、自校で話し合ったことを書けるスペースがあればいいのかなと、すごく活用できるかなと思った。

【河口委員長】

それぞれの学校で経験したようなことで、伝えていきたいことを。

【須賀井委員】

事例も載せていただいた上で、教員が校内研修を行って、これを自分たちの手書きで書けば、活用しようという気になるのかなと思った。

【河口委員長】

ありがとう。ほか、いかがか。

一生懸命事務局のほうで考えた、大枠は大体こういう感じで作ってみてもよろしいか。今いただいた指摘を十分参考にさせていただくということを前提にした上で、とにかく案を作ってみる。また、委員の皆さん方にいろいろたいていただき、ぜひこういうのを作り上げていきたいなと思っているので。そういう方向ではよろしいか。

【石神委員】

須賀井先生、ちょっとお伺いしていいか。今先生がおっしゃったのは、A3の学校の取組の左側のほうで事例は載せるけれども、空白欄を残しておく、ということか。

【須賀井委員】

空白、ワークシートみたいなものだけれど、枠があれば自分たちが話し合ったことを記載できる。

【石神委員】

この中ということか。

【須賀井委員】

校内で研修をしたいと思った。

【石神委員】

なるほど。これがリーフレットであるが、かつワークシート的なもので配られたら。

【須賀井委員】

大事にするのではないかと。

【石神委員】

使いなさいよといった感じで。そうだな、なるほど。

【河口委員長】

ありがとう。まあ、意見として検討させていただきたいと思う。

特によろしいか。こういう方向じゃあ進めさせていただいてよろしければ、この案件については以上とさせていただくが、よろしいか。

事務局から何か委員の皆さん方に、これだけはちょっと聞いておきたいというのはあるか。

【谷口委員】

よろしいか。今回、これを作成するに当たって、やっぱり1つは教職員の鋭敏な感覚というか、アンテナを広げること、その意識化というのをメインに置いたものを作成したいというのがあった。

それと同時に、やはり長期化してしまっている、こじれてしまっている事例というのは、どうしてもやっぱり頭の隅からは離れない。長期化してしまってこじれているのは、実は子供たちだけの関係ではなくて、保護者同士がいい関係にならずに、あるいは保護者と学校との関係がうまくいかずに長期化してしまっているというのもある。そうなると、保護者への対応についても載せておくべきか否かというあたりについて、意見をいただけるとありがたい。よろしく願います。

【河口委員長】

先ほどPTAの藤岡さんのほうからもあったけれども、せっかくこういうのを作って、学校だけということではなくて、保護者の皆さん方にもある程度ということもあると思うけれども、今言ったのは、そうではなくて、保護者対応というのが非常に今難しい事案の場合にはポイントになっているということだと思う。だから、その事例も、やはり積極的に出していくと。子供と教員との関係だけではなくて、教員と、あるいは学校と保護者との関係においても、いろんなケースが多分あるだろうから、そういうものもあわせて、この事例として載せていったらどうだろうかということだと思う。

だから事例がどんどん膨らんでいく。そうすると、これ1枚では多分無理だと思う。先ほどのワークシートの要素も加味したりなんかすると、もうその辺のところは事務局のほうで知恵を絞ってもらうしかない。

今の谷口委員の話はよく分かる。本当に保護者の皆さん方との兼ね合いというのは、このいじめ問題を考えるときには抜きには考えられないわけであるから、そういうものも含めてこのマニュアルというか、このシートの中で触れていくということは、異論ないか。どういふものが入るかというのは、ちょっとこれから検討するけれども。よろしいか。

【谷口委員】

はい。結構ナーバスな事例も載せないとならないだろうなと思うので。

【河口委員長】

具体的に書き過ぎてもね、なかなか。

【谷口委員】

そういうのもあってあえて外してはいたのだが。もし委員の皆様が、それはやっぱり必要だということでおっしゃっていただけると、我々も背中を押される気分になるかなとは思っている。

【河口委員長】

若手の教員というか先生方が、子供との対応が間違っていなくても、保護者との対応を間違ったがゆえに、大変厳しい状況になったというのも、結構事案としてはある。学校も、組織として対応しようと思っていたけれども、最初のその印象が非常に保護者との関係が悪くて、なかなかそれを取り戻すのに時間がかかるとか。そういうことってというのは、極めてありがちなものだから、そういうところにもやはり目を配ったシートにしていきたいなどは、私自身も今の意見を聞いて改めて思った。

そういうものも、盛り込めたら盛り込んでいくということでよろしいか。何か御意見があれば、ぜひ出していただければと思う。はい、どうぞ先生。

【門脇委員】

やはり私も、立場上、生活指導主任をしているので、若手の先生方とのやり取りとか、保護者の方との対応のやり取りの中で、やはりそこまで現実的な問題に発展する前に気付けたところで、その対応ではうまくいかないと思うとか、ここはもうちょっとこういうふうにしたほうが良いと思うというような。やはり保護者の方とどう関係をつくっていくとか、対応の仕方というところもすごく重要な部分ではないかなというのは思っている。

こちらの用意いただいた別紙の資料の例えば11ページにあるようなコラムで、ちょっと載っているのも、さっき見させていただいたが、やっぱりこういう物事の整理の仕方とか、例えばいじめというような問題を確認したときに、特にあまり経験のない先生方とか焦ってしまって、いろいろなものがごちゃごちゃになって、保護者の方にうまく伝わらなかったりとかっていうのもあったりすると思うので、こういう情報の整理の仕方とか、先ほど嶋崎

先生からお話をいただいたような法的な根拠となり得るものの情報の整理の仕方とか、そのあたりももし載せていただければ大変参考になるなという思いはある。

あと同時に、保護者の方にもし御覧いただけるのであれば、そこも視野に入れるのであれば、保護者の方が情報をキャッチしたときに、どういう形で学校に情報提供していただけると、その後の流れが非常に円滑に解決に向けて動き出せるとか、その辺の教員目線だけじゃない保護者の方にももしということであれば、そういう目線での情報も載せていただけたらどうかなと思った。

【河口委員長】

ありがとう。どうぞ、石神先生。

【石神委員】

今、谷口委員からもあったように、保護者の視点というのも大きいところで、そのとおり受けとめたところである。それを、ここのA3にどう反映させるかというところは、別のものになってしまうのかということもあるけれども、それは重要である。実際に、現場の校長としては、まずは初期対応と話されたけれども、学校側からいえば、もし保護者のほうにもこれが配られるのであれば、いわゆる「協調」「共同」「協力」が必要であり、学校の教員からすれば、まず保護者の気持ちを受けとめて、受容していくという姿勢というのは出てくるかと思う。また、その使命をどう反映するか、私もA3では悩ましいかなと。それと同時に、さらにそれがより悪化した場合には、どちらかという法的ベースの対応にもなりかねない、そうあってはいけなとは思いますが。そうなれば、やはり教育活動の安定化、維持化、それはもうかなり後のほうになってしまうけれども。

校長としては、2段階ぐらいの保護者との対応というのを考えてしまうが、確かにこのA3の紙面に起こすときの分量と、書きぶりで少し悩むところではある。

【河口委員長】

そう。たくさん今意見をもらったので、それを全部盛り込むとなると、なかなか厳しい話にはなるかなと思うので、うまく別物にするとか、あるいはレイアウトを工夫するとかいうのは、ちょっと事務局で知恵を絞ってもらえないかなと思う。

ほか、いかがか。はい、どうぞ。

【山本委員】

よろしいか。改めてこの表紙の6つのポイントを拝見すると、本当にその1つ1つが大切であり、このポイントをいかに実現していくか、主語を変えていくかということが、まさにこのいじめ対策の必要なことだろうなと思った。嶋崎先生がおっしゃったように、後ろの事例は結局何をねらいとしているのかといったら、例えばポイントの1である軽微ないじめを見逃さない、そのための方向に向かっていく。だから、このリーフレットのその1つ1つが、ポイントのどこに向かっていくものなのかということが明確になると、すごくポイントを大切にしたいものであるのだろうなと思っている。

あと、先ほど谷口委員のほうから、保護者、対保護者の適切な関係というか、理解を得るといったところもやっぱりポイントの5のところまさに当たるわけであり、そういったところの内容も、それに照らし合わせながら説明ができるのかなと思ったところで。

あと一つ、先生方にちょっとお聞きしたいと思ったのが、このいじめの問題は、被害者の側に寄り添い組織で対応するというのが基本的な考え方だけれども、意外と加害者側のほうにどう対応していくかという視点が、結構抜けている部分もあるのではないのかなと思った。被害者を守る、被害者がどういう状況にあるかということと同時に、いじめ加害者とされる側のほうにどういう指導を行っていくかは、同じくらい重要であるなと思う。いじめめる側の何をもっていじめようとしているのか、いじめずにおれないような背景とかというのが、必ずあるわけで。そういったところも、実は欠かせない視点なのではないかなと思う。

【河口委員長】

どうか、何かあれば。おそらく一番対応の難しいところだろう。はい、どうぞ。

【門脇委員】

加害側になってしまったお子さんへの指導も、やはり大事なことだなとは感じている。現実問題として、客観的に見たときに、片方がもう片方のお子さんに対して何かやっていたという、これはいじめだという問題が発覚して、被害者側の子たちの気持ちを酌んだりというのは、もちろん一番最優先でやることであるけれども、やはり同じように加害側のお子さんの話を聞いた上で、その背景にどういう理由があったとか、なぜこうなったのかとか、この

ことについて本人がどう感じているのかとか、その本人の自分がやってしまったことに対するまずさとか、ここはいけなかったとか、実はこういう気持ちがあったんだという話がいちいち出てきたときに、じゃあその気持ちは分かるけれども、一部、もし確かに理にかなっている部分があるとすれば、分かっているけれども、それを解決するための手段が間違っていたよねというような、そこの整理をきちんとしてあげて、そのお子さんが納得をしてくれれば、保護者の方もやはりそこの信頼関係や指導の納得感というのが得られれば、親御さんにも分かっていただけの部分も大きいのかなと思って、指導している。

【河口委員長】

はい、どうぞ。

【須賀井委員】

加害者側には、まずなぜそのようなことをしてしまったのかというのを一番はじめに聞いて、それがとても、例えばいきなり暴力を振るったとか、暴言を吐いてしまうとか、からかったつもりなんだけれども、ちょっとふざけたつもりなんだけれども、いろいろ理由があるけれども、暴力はもちろんいけないし、気持ち的には聞くけれども、寄り添いながら話を聞いて、でもこれはよかったのか、よくなかったのかというその善悪の判断をそこでさせて、じゃあどうすればよかったのかということを知る。

それで、してしまったことはもう取り返せず、時間はもとのには戻せないのだから、これからどうしていくかということが一番大切なのかな、こうしていくという約束をしたりする。大概の子供たちは、何かちょっかいを出したり、何かしたらごめんなさいと謝れば済むと思っているけれども、それを受けた子の心の傷を考えると、謝っただけでは済まない。なので、事の重大さを分からせるために、何度も繰り返し指導していく。大きなことになってしまうと、保護者に連絡をするけれども、おうちの人にもお話をするときには、親の気持ちに寄り添うというか、何々君はこういうつもりでやったわけではないけれども、というような話をしてみたりとか。ただ、ここは絶対いけないところなので、家庭でも話を聞いて、指導してほしいということにする。

【河口委員長】

とても大事なことだと思う。その辺のところをどういうふうにも上手に盛り込むかという

のは、なかなか難題だけれども。今いただいた御意見を踏まえて、盛り込めれば盛り込んでいきたいと思う。

あと、直接このシートに関わらないけれども、先ほど嶋崎先生のほうからお話があったように、学校と当事者、学校も当事者だけれども、いじめを受けたのは、いじめをした側、と学校という関係だけで物事をいろいろ解決しようとする、どうしてもそこで落ちてしまう部分があって。それを一步下がった立場から客観的に見てあげるとい立場の人が、早い段階から関わっていると、その後の展開も大分違ってくるのかなと。先ほど弁護士のお話がいろいろあったけれども、そういう仕組みを、ちょっと我々としても考えなければいけなかなと思っているとところだったものだから、先ほどお話をいただいて、とても共感した。

早い段階から専門的な識見を有するような方々に現場に入ってもらって、さまざまな助言をいただきながら、物事をどう解決していくというような仕組みをつくれたらいいなと、今ちょっと思っていて。世間では救いのスクールロイヤーとか、いろいろ言われている話だけれども、そういうのをぜひ練馬区でも導入していったらどうかという思いを、ちょっと教育委員会としては問題意識としてもっている。

そういう内容にもつなげるような、このリーフレットができていくといいかなと思っている。

ほかに何か意見など、自由にお出しただければと思うけれども、いかがか。

たくさんいただいた。今日は本当にいろいろな貴重な意見をいただいたので、全てを盛り込むというのはなかなか難しいかもしれない。ただ、先ほど山本委員が言ったように、このリーフレットの狙いというものをきちんと明確にした上で、そこに沿ってこのリーフレットをつくっていくほうが、あれもこれもというよりはいいのかなと思う。そこに漏れたものについては、別の形でしっかりと何か形として作り上げていくというのも、1つの方向かなと思うので。このリーフレットに全部盛り込めばいいというものではないかなと思うので。そういうことも含めて、いただいた意見を加味して、案をつくってみたいと思う。

よろしいか。ありがとう。

それでは、協議の案件については以上とさせていただき、次に報告が3件あるので、順番に説明をお願いしたいと思う。最初は、令和2年度練馬区教育委員会いじめ問題対策方針「重大事態への対処」記載事項の変更についてです。事務局から資料が提示されているので、説明をお願いします。

【事務局】

委員長、事務局である。前回、資料について委員の皆様から指摘があったものについては、指摘どおり修正した。その中で一つ紹介する。資料2をご覧ください。

具体的に指摘のあった箇所は、学校事故詳細調査委員会の調査の後、教育委員会による所見、教育委員会による区長、被害者および加害者への調査結果の報告という文言があるべきであるという指摘を受けたので、そのとおり記載した。以上である。

【河口委員長】

嶋崎先生、これ、こういう感じできちんと位置づけをしたということだけれども、よろしいか。

【嶋崎副委員長】

こういうことである、本に書いてあるのは。

【河口委員長】

すまない。ありがとう。

ほかの皆さん、この件についてはいかがか。よろしいか。

それでは、報告の2番、「SNS練馬区ルール」リーフレットのパスワードの扱いについての報告である。どうぞ。

【事務局】

資料3を御覧ください。令和2年8月20日付で、学校に「SNS練馬区ルール」リーフレットのパスワードの扱いについて通知した。具体的には、該当箇所を未記載するよう提出するよう促した。該当箇所を消した状態、もしくはマスキングした状態で提出するよう促した。本リーフレットも該当箇所を、マスキングした状態やふせん紙等を貼った状態で返却するなどの対応を伝えた。以上である。

すまない、ちょっと補足をさせていただく。こちらの緑色のリーフレットだが、中を開くとパスワードに関することが書かれている。実はこれも指摘をもらい、パスワードをここに書いては、パスワードの意味がないのではないかと。まして、これを学校が集めるというのは、提出して集めるというのはいかがなものかと。まさにおっしゃるとおりであり、じゃあ

ここの欄についての対応方法ということで、今資料3の説明をさせていただいた次第である。

実はもう既に印刷して配付済みなものだから、これを回収してまたつくるとというのが、なかなか今年度内にはできそうもないということで、緊急の対応ということの通知を出したという報告である。

【河口委員長】

よろしいか。

それでは、次に(3)、SNSに関する保護者向け講習会について、口頭だけれども、報告をお願いします。

【事務局】

前回助言をもらったSNSに関する保護者向け講習会について、練馬区では情報モラル講習会というのを、小学校5年生、中学校2年生対象に開催するようにしている。その際には、必ず保護者向けの時間というのも設けており、保護者の危機意識啓発も行っている。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、開催については学校判断にしている。ただし、できる範囲で実施をお願いしますということで、学校のほうにはお願いしている。

また、各学校の生活指導担当者の先生方を対象に、SNS家庭ルールの効果的な事例について調査をした。リーフレット等には記載していないが、今後別の機会にお知らせできればと考えている。以上である。

【河口委員長】

どうか。はい、どうぞ。

【藤岡委員】

今、やっていただいているということで、もちろんとてもいいと思うけれども、もうちょっと幅をつけたほうがいいのかなど。5年生とか中学校2年生である必要はなくて、今SNSもだんだん若年層が使うようになっているので、ある程度早目のほうがいいのか。それこそ1年生、本人たちはどうあれ、保護者としてはもう小学校入ってすぐでもいいのかなというのがあるので、できれば全学年、なかなか時間的に厳しいものがあるかもしれないけれ

ども、例えば5年生のときに全学年来ていいよといった形にしてもらえると、よいのかなと思う。以上である。

【河口委員長】

ありがとう。ほか、いかがか。はい、どうぞ、中島委員。

【中島委員】

幼稚園である。今の保護者向けの時間というのをやってみて、どのような感想とか、保護者のほうからあたりはしたか。

【事務局】

保護者向けの時間、実際に基本的にはよく行われているのは、第2土曜日に情報モラル講習会、5年生対象に行い、その後の例えば2時間目に情報モラル講習会、子供向けのものを行った後に、3時間目に保護者向けの講習会という形で実施するということも多くある。ただ、その中でやはり参加率としては、なかなか上がってこないというのが現状かなと思う。例えば学校の工夫としては、3時間目の授業公開はしないので、ぜひSNSの情報モラル講習会のほうに参加してくださいというように促している学校もあると聞いている。なかなかそのあたりが、参加人数が増えて、もちろん全学年対象でという形では行っているけれども、参加人数としてはなかなか増えていっていないかなというのが現状だと思う。以上である。

【河口委員長】

なかなか今はこういう御時世で、人を集めて何かをやるというのはもうなかなか限界があるのだと思う。

【藤岡委員】

それこそPTAから発していったほうが、より親目線、同じ親目線なので、学校からとか行政からこんなのあるよって、わりといっぱい来るので、皆さん正直あまり見ていないと思う。なので、もう個々のPで、こんなのあるよ、1回でもそういうので行けば、また口コミでも広がると思うので、もうぜひ小P連でもなんでも言っていただければ、協力できることはしたいと思うので、よろしく願います。

【河口委員長】

そういうせっかく保護者と学校の団体があるわけだから、そういうのを言葉は悪いけれども、活用させていただくとか。

【藤岡委員】

ぜひ。

【河口委員長】

そういうことは必要なことだと思うので、あまり今やっていることに固執することじゃなく、固執しないで、いろいろなやり方を、頭を柔軟にして考えてみるというのは必要かもしれない。確かに、でも保護者の皆さん方の意識が、このSNSの場合は非常に重要で、はっきりいって、子供のほうがもうSNSを使いこなすのも圧倒的に上手なので、もう保護者が知らない、本当にあつという間に保護者の領域を技術的には超えることもある。それは、やはり使い方とか、やってはいけないこととか、そういうことをやっぱりしっかりと子供に教えるのは、まず第一には保護者の方だと思う。そこのところを、やっぱりいかに保護者の皆さん方にお伝えしていくか、分かっていたかどうかというのは、大変大事なことなので。これはやっぱりいろんな工夫をして、やっていくしかないかなと思う。今、意見をもらったことも踏まえて、広がりをもってやっていきたいなと思う。ありがとう。

ほかには何かあるか。はい、石神校長先生。

【石神委員】

今情報提供というか、私も学校だよりを毎月書いているけれども、今回11月のはじめはこのSNSでちょっと書かせていただいた。ちょうど間もなく1年、大阪の6年生の女の子が行方不明になって栃木で発見されたというのが、たしか11月の昨年下旬だったかと。本校でも、12月にはSNSルールを改定して、子供たちとやり取りはあったけれども、それを冬休み前に示した。その後、区のほうの広報で少しSNS授業を取材していただいたので、結局コロナ等により7月末に出た。

子供たちとしては、この学校、練馬区のほうも第1条に家族と利用時間を決めるというのがあるけれども、本校も6箇条あって、第1が、利用時間を決めてSNSと離れる時間をつ

くるというのがある。授業のときに、本校の6箇条でどれが一番子供にとって嫌なルールかと、いろいろ写真アップ数とか、いろいろあるけれども、一番嫌なのは、使う時間を決めて、スマホから離れる時間をつくらなきゃいけない。それが一番しんどいという。やっぱり第1条が一番というか、いわゆるマナー的なものより、約束を破ると没収される、没収されると痛いという。子供の言葉で、毎日暇になっちゃうというか。

そんなことで、もちろんマナーもそうだけれども、このSNSがある意味、自己管理というのか、自律にもなっていく。これから離れることはできないので、これからの子供たちは。その意味では、もちろんマナーということで被害にならない、加害にならないもそうだけれども、最終的には自己管理、自律、そして自分で立っていくというか、そんなところでちょっと親にも関わってほしいなというのは書いていきたいと、そんなことを考えている。

【河口委員長】

特に今の先生のお話を聞いて思い出したけれども、やはり今はもうSNS依存症というか、スマホ依存というかゲーム依存か、それがやっぱりこのコロナの長期の休業を契機としてとっていいのかわからないけれども、それをきっかけとしてそういうものが非常に増えているというのは、新聞でも出ていた。それは十分あり得ることだと思う。それをやはり我々としても、常にアンテナを高くして、敏感にやっぱりそういうのを察知して、どうそれを防ぐことができるのかということと、依存状態に陥ったような子供に対してどういう指導をしたらいいのかということは、やっぱり我々としてもしっかりと考えておくべき事柄だろうと思う。

ただ、これは学校だけで問題を解決できない。したがって、先ほども申し上げたような専門的な立場の方の助言だとか、あるいは家庭の協力というものが不可欠であるので、そういうような広がりを持った対応策というものを、考えていかなきゃいけないと思っている。それは、やっぱりこれからこのいじめ対応支援チームの大きな課題になってくるのではないかなと思っている。よろしくお願ひしたいと思う。

今日用意した案件というか、議題は以上であるけれども、それ以外で何か皆様方から、せつかくの機会なので何かないか。

大串委員、コロナに関するいじめとか、そういうのっていうのは何か入ってくるとかあるか。

【大串委員】

私がいる相談室では、コロナ関係でのいじめというのは特に出でてきてはいないが、やはりコロナの状況で自粛期間中に、もともと家族の関わりが十分ではなかったり、不適切だったりする家庭のお子さんが、やっぱり自粛の状況の中でかなり家庭的な影響を強く受けてしまって、行動が9月ぐらいになって荒れてきているという事例は、教育相談室としては増えてきているのではないかなと思う。そういうお子さんのストレスが、学校でどんな形で発散されているのかなというところが、かなり懸念されると思う。

【河口委員長】

今回のコロナ禍がもたらした子供たちへの様々な影響というのは、これから出てくる可能性が十分あるので、これは教育委員会としても、調査ということではないけれども、いろんなそういう事案を収集して行って、分析をしなければならないと思っている。学校現場では、何かそういうのはあるか、コロナに絡んだいじめとか、コロナに絡んだ子供たちの心のすさみみたいなものはあるか、感じることはあるか。

【須賀井委員】

ない。学校再開後に、人権教育というか、やったので、それは全然ない。

【河口委員長】

それは何よりだ。かなりやったね、6月当初に。

【神山委員】

今後ということで心配しているのが、もし陽性の者が出たら、学校止まってしまう。そうしたら、やっぱり出席していないのは誰かと分かってしまうわけで。そういった者に対しての攻撃が出てこないのかなという心配を非常にしている。ましてや、今度入試というところになったときに、本当に勝負かけている3年生のところで、もしそういったものが出てきてしまった場合、どう学校として対応して、入試に向け3年生をバックアップしていくのか。もし他学年だったら、その子供たちをどうやっていくのかというところを、どうしていきなきゃいけないかなというところで、今生活指導の者と一緒に悩んでいる最中である。

【河口委員長】

よく分かる。これから年末年始、特に受験期にかけて、万が一３年生に陽性者が出たときにどうするか。これは大変重たい課題である。その辺のところも、これから今の段階ではこうやっているけれども、果たしてそれでそのまま行っちゃっていいのかどうなのか。これはやっぱりちょっと現場の意見も聞きながら、考えなければいけないと思っている。

【中島委員】

幼稚園は小中とは本当に違うところが多いと思うけれども、コロナになって、ディスタンスというところでの、やっぱり人との関わりという部分で、今はもう本当に普通に近い状況で過ごしているけれども、人とどうやって関わっていくのか、どういうふうに相手のことに気づくのかというあたりの体験が、やはりないと、やっぱり関わり方が分からない、相手の思いに気づけないというふうになってしまうのではないかと、すごくそれが心配。

小学校に行って、また行った子供たちの話もときどき聞くけれども、やはり関わる時間がない、あまりないというところでのやりとりが、関係性がなくて、薄くて、何かこうぎくしゃくしてしまうみたいな話を聞いた。難しい問題だなと思うけれども、やはり幼稚園ではできるだけそういう体験をしなければいけないことはしっかりしていきたい、ディスタンスに気をつけながら。やっぱりすごく重要なことなのかなと今思っていて、どうなっていくのだろうというちょっと不安もある。

【河口委員長】

来年度以降、小学校１年生に入ってくる子供の様子は、やっぱり見ておく必要があるかもしれない。小学校就学前の子供たちがどういう過ごし方をしているのかということが、今までと違うのか、同じなのか。幼稚園は幼稚園で、保育園は保育園で、いろいろと試行錯誤しながらやっているから、そういうものが何か子供たちに何らかの影響を与えながら、小学校１年生になるという可能性は十分あるので。石神委員、何かあるか。

【石神委員】

就学時健康診断というのが、１０月か１１月中にある。そのあたりで、年長さんの様子なども拝見できる。ただ、それ自体も今までの例年の流し方と少し違う形で、本校などもやはり密を避ける意味で、１０人の年長児を１人の教員が引率していく、回るような形での方法

も変えているので、それがどう出るかというところがある。

先ほど、須賀井委員のほうからもあったけれども、小学校のほうで、いじめというところでは出てきていないけれども、おそらく山本委員も言っている不登校か、6月明けは久しぶりだから、みんな来たけれども、その後やっぱりしんどいわというので、また2学期はじめがちょっと。そのあたりの不登校傾向になり、または少し不安定傾向か、先ほど大串委員もあった。それはやはりなくはないだろうと。行事も大きく変わっているので、それは見て、もちろん、それがいじめに波及しないように、しっかりと対応しないといけないと思っている。少し子供が重いという捉え方をしている校長もいるようである。

【河口委員長】

ありがとう。そういう様々なコロナの影響を子供たちが受けている状況を、我々としてもしっかりと見ていかなければならないから、そういう情報を、ぜひまたお寄せいただきながら、しっかりと考えていかなければと思っているので、よろしくお願いします。

今日はいろいろと意見をもらった。全体を通して嶋崎先生、何か。

【嶋崎副委員長】

いえ、特には。

【河口委員長】

よろしいか。ありがとう。

それでは、今日は議事を終了とする。ありがとう。

事務局より事務連絡がある。

【事務局】

委員長、事務局である。事務連絡を2点する。1点目は、第3回いじめ等対応支援チーム連絡協議会についてである。第3回は1月中旬を予定している。日程が決まったら、また皆様にお知らせするので、出席をよろしくお願いします。

2点目は、いじめ防止小中一貫教育実践事例発表会についてである。例年、別々に開催していた会だが、今年度は合同で行う予定である。期日は、令和3年2月2日の火曜日を予定している。時間は未定である。場所は、練馬文化センター小ホールを予定している。以上で

ある。

【河口委員長】

2点目については、これからのコロナの状況によっては開催できないということも十分あり得るので、その辺は含んでほしいと思っている。

それでは、本日は以上で、第2回の練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会を終了する。
ありがとう。

— 了 —